

平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	労災援護金等経費	担当部局庁	労働基準局労災補償部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成16年度	担当課室	補償課	若生 正之			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定	施策名	Ⅱ 2 4 労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号	関係する計画、通知等	労災援護金支給要綱				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。労災保険制度に打ち切り補償制度が存在した時期に打ち切り補償費の支給を受けたため、法律上労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の療養にかかる負担を軽減することにより、被災労働者の援護を図る。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	支給対象者に対し、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給するもの。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	17	18	16	10	12
		補正予算					
		繰越し等					
		計	17	18	16	10	12
	執行額	16	7.4	12			
執行率(%)	94.1%	41.1%	75.0%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(24年度)
	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	成果実績		—	—	100%	80%
		達成度	%	—	—	125%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。 ※本経費は被災労働者の請求に基づき療養の費用等を支給するものであり定量的な成果指標を示すことは困難である。	活動実績		—	—	—	—
		(当初見込み)			(—)	(—)	(—)
単位当たりコスト	— (円/ —)	算出根拠		—			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	労災援護給付金・介護支給費	10	12	給付見込みの増による増			
計	10	12					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	労災保険制度に打ち切り補償制度が存在した時期に打ち切り補償費の支給を受けたため、法律上労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の療養にかかる負担を軽減することにより、被災労働者の援護を図るための制度であり、極めて優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、国が実施すべき事業である(労働者災害補償保険法第29条第1項)。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	不用率が大きい理由として、概算要求で見込んだ過去3か年の支出実績の伸び率から積算した額よりも実績が少なかったためである。
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	—
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	—
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	本事業は被災労働者の援護を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	労災療養援護金の支給に必要な労災援護給付金、介護支給費のみである。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、労災保険給付を行う国が直接実施することが最も実効性の高い手段である。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	適切な成果目標を立て着実に実行している。
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	—
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—
点検結果	<p>本経費は被災労働者の援護のために必要な経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要がある。また、概算要求に当たっては、過去の実績に基づき適正な積算をしている。 今後とも、既支給対象者、利用状況等を勘案し、適切に予算要求を行うこととする。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	被災労働者の援護を図るための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
—			
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
—			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	660-22	平成23年行政事業レビュー	0998

厚生労働省
12百万円(平成23年度執行額)

〔 制度設計及び運用 〕



A. 都道府県労働局
12百万円

〔 労災援護金の申請に係る審査、支払 〕



B. 被災労働者
12百万円

〔 労災援護金の請求 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者について
 記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かるように記載)

A.佐賀労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災援護給付金	療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用	6.95			
計		6.95	計		0
B.被災労働者			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災援護給付金	労災援護金支給費	12			
計		12	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	佐賀労働局	労災援護金の申請に係る審査、支払	6.95		
2	福岡労働局	労災援護金の申請に係る審査、支払	2.75		
3	宮城労働局	労災援護金の申請に係る審査、支払	1.42		
4	長崎労働局	労災援護金の申請に係る審査、支払	1.05		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者	労災援護金の請求	12		